

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市清水社会福祉会館
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会
- 3 指 定 期 間 令和8年4月1日～ 令和13年3月31日
- 4 選定の経緯
 - (1) 公募
 - ア 募 集 期 間 令和7年10月27日～令和7年11月27日
 - イ 申請団体（順不同） 社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会
 - (2) 審査方法
 - ア 審査の種類
 - (ア) 書 類 審 査 令和7年12月9日
 - (イ) プレゼンテーション 令和7年12月9日
 - イ 審査委員会
 - 委員長 近江 一禎（参与兼福祉総務課長）
 - 委 員 寺田 和弘（障害福祉企画課長）
 - 〃 杉田 文昭（高齢者福祉課長）
 - 〃 植野 克秀（静岡市葵区地区社会福祉協議会連絡会）
 - 〃 黒澤 幸夫（静岡市民生委員児童委員協議会）
 - ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり
 - エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。
 - (3) 審査結果
 - ア 選定された団体の名称及び点数
 - (ア) 名 称 社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会

(イ) 点 数 85.6点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 66,349千円

イ 総 評 (選定の理由等)

- ・ 様々な世代が満足できる、施設の催しや運営が行えている。情報発信への工夫ができれば、大幅な利用者の増加につながる。
- ・ 併設されている中央老人福祉センターと協力して、地域の課題解決や地域福祉の増進につながる事業を行うことで、多くの市民の福祉への関心の高まりが期待できる。
- ・ 当該施設の運営実績があり、地域における様々な団体や企業とのネットワークが構築されており、安定した施設運営が期待できる。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総合政策局長

委員 総合政策局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、こども未来局次長、経済局次長、
経済局農政部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和8年3月19日

(6) 指 定 令和8年3月19日

(7) 公 告 令和8年3月26日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市清水社会福祉会館

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数①×②
【20点】 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。(5点)	×1		
	施設の設置目的を十分に認識し、その目的を達成するための事業が事業計画に盛り込まれているか。(5点)	×1		
	市が示した方向性や目標、その他仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。(5点)	×1		
	住民の利用について公平性が確保されているか。(5点)	×1		
	【所見欄】			
【25点】 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。(5点)	×1		
	事業計画が地域福祉向上を図るものであるか。(5点)	×1		
	市民ニーズを把握し、施設運営に適切に反映する等の市民サービス向上のための方策が示されているか。(5点)	×2		
	事業計画を実現するために、必要な予算措置がなされているか。(5点)	×1		
【所見欄】				
【45点】 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。又は、類似施設の管理運営実績は十分か。(5点)	×2		
	定款等に定められた団体の業務内容が、当該指定管理業務を行うのに適しているか。(5点)	×1		
	管理に必要な人員が確保されているか。(5点)	×1		
	事業計画を実施するために、近隣地域及び他団体等のネットワークが確保されているか。(5点)	×1		
	人員の配置計画は適正か。(当該施設の管理を行うのにふさわしい組織の体制であり、各部署に必要なかつ十分な人数が配置されているか)(5点)	×1		

	第三者に業務を委託する場合における、業者選定手続及び業務の指導、監督体制は適切か。(5点)	× 1		
	事故、災害など緊急時における対策は適切か(危機管理体制を整備するなど、利用者の安全を確保するための対策は十分か)。(5点)	× 1		
	個人情報保護について、その重要性を認識し、対策を講じることができるか。(5点)	× 1		
	【所見欄】			
管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。 【10点】	経理について適切な処理能力を有しているか。(5点)	× 1		
	過去数年間における利益又は損失の状況はどうか。(損失が続いていないか) (5点)	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満 点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】